

議第3号議案

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月30日

提出者

長崎市議会議員 中山 大

賛成者

長崎市議会議員 阿 部 のぞみ

同 井 上 重 久

同 柿 田 正

同 澤 勢 みずき

同 福 澤 照 充

同 中 西 敦 信

理由口述

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。また、今年開催された核兵器不拡散条約再検討会議が、前回、前々回に続き最終文書を採択できずに閉幕するなど、国際社会の分断と対立が深まっています。

こうした核軍縮の進展が困難な状況下において、核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとして、その意義を一層強めています。

同条約は令和3年1月22日に発効し、これまでに3回開催された締約国会議において、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。

そして令和8年11月には、発効後初となる再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、「核兵器のない世界」に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものです。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題です。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で我が国は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、我が国が核兵器廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。条約を国際規範として確立し、核兵器のない世界を実現できるよう、被爆地とともに唯一の戦争被爆国としての役割を果たすことを切に願います。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年6月30日

長 崎 市 議 会